(表面)

上下水道局行政財産使用許可申請書兼免除申請書

令和 年 月 日

(宛先)

秋田市上下水道事業管理者

〒 −

申請者 住 所

氏 名

連絡先Tel

【法人等の場合】

担当者

連絡先TEL

次のとおり行政財産を使用したいので、関係図面を添えて申請します。また、当該行政財産の使用に係る使用料の免除を受けたいので、併せて申請します。

使用場所	秋田市		
区分	土 地・建 物		
使用数量			
使用目的			
使用期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
添付書類	位置図、使用する部分を示した平面図等		
免除を受け たい理由	「秋田市上下水道局行政財産使用料等に関する基準」 <u>別表第 項</u> に該当 (裏面の別表を参照)		
その他参考事項			

(裏面)

別表 抄

刀1 40	19	
項	使用許可区分	免除できる場合
1	当該行政財産を利用する者のため	上下水道局の職員の相互共済および福利
	に、食堂、売店、理髪所その他の厚生	増進を図るために組織された団体(当該団体
	施設(自動販売機を除く。)を設置する	の補助を受けて事業を行う者を含む。)が、職
	とき。	員の福利厚生施設として使用する場合で、上
		下水道局が販売価格等を廉価に指導してい
		るとき。
2	学術調査、研究、体育活動、行政施	当該使用に当たって、入場料等を徴収しな
	策の普及宣伝その他の公益目的のた	いとき又は実費相当額のみを徴収するとき。
	めに行われる講演会、研究会又は運	
	動会等の用に短期間供するとき。	
3	地方公共団体その他公共団体又は	秋田市の機関が使用するとき又は許可に係
	公共的団体等において公用もしくは公	る行政財産を第三者が利用する場合におい
	共用又は公共的活動の用に供するた	て、利用料その他これに類する料金を一切徴
	め特に必要と認めるとき。	収しないとき。
4	災害その他緊急やむを得ない事態	
	の発生により応急施設として短期間そ	
	の用に供するとき。	
5	上下水道局の職員の相互共済およ	
	び福利増進を図るために組織された団	
	体が、その事務の用に供するとき。	
6	上下水道局の事業に伴う工事請負	
	契約、業務委託契約等に基づいて土	
	地、建物又は工作物の一部を使用す	
	るとき(上下水道局が現場事務所等の	
	設置に係る土地又は建物の借上げに	
	要する費用を見込んでいるときを除	
	<.).	
7	上下水道局が運営費用の補助、出	
	資又は負担している団体等が、その事	
	業の用に供するとき。	より上下水道局が義務的に設置し、もしくは運
		営に要する費用を負担している団体等が、次
		の要件のいずれかに該当するとき。
		(1) 上下水道局の事務事業を代行する目的
		で使用すること。
		(2) 上下水道局の事務と密接不可分な事業
		を行い、その事業が特に公益上必要があ
		ると認められること。
8	市の交通事業を引き継いだ一般乗	その本来の事業の用に供する目的で設置
	合旅客自動車運送事業者が、その事	するバス回転地、停留所および待合所(附属
	業の用に供するために使用するとき。	する施設設備を含む。)のために使用すると
		き。
9	日常生活を営むために必要不可欠	
	な目的のために使用するとき。	